

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

藤田医科大学訪問看護ななくりでは、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得・活用できる体制を有しています。

具体的には

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令 第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っています
 - (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有しています
 - (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています
 - (4) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示しています
- ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションです
- イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションです